

納税の猶予・減免など

税金を納期限までに納税できない事情がある場合は、そのまま放置せずに、お早めに管轄の県税事務所へご相談ください。

事情によっては、納税の猶予あるいは税金・延滞金の減免が認められることがあります。

●納税の猶予

1 徴収猶予

次のいずれかに該当するときは、1年以内（事情により最長2年）の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

- ① 本人の財産が災害や盗難にあったとき
- ② 本人や生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷をしたとき
- ③ 事業を廃止又は休止したとき
- ④ 事業に著しい損失を受けたとき

2 換価の猶予

次のすべてに該当するときは、1年以内（事情により最長2年）の期間に限り、差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予される金額が100万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納期限から6か月以内に申請した場合
- ③ 納税について誠実な意思を有すると認められること

●税金・延滞金の減免

災害により損害を受けたときなどには、損害の程度により、個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割・種別割）が減額又は免除されることがあります。

また、延滞金についても、免除（一部又は全額）されることがあります。

減免を受けるための条件や必要書類など、具体的な申請手続きについては、管轄の県税事務所にお問い合わせください。

なお、減額・免除の申請は、税目によっては納期限前に手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

※ 東日本大震災により被害を受けられた方に対する救済措置については、58～59ページをご覧ください。

県税の救済

●更正の請求

県民税の利子割・県民税の配当割・県民税の株式等譲渡所得割・法人の県民税・法人の事業税・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税（環境性能割）・軽油引取税・核燃料等取扱税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内※（特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り更正の請求をすることができます。

●不服申立て（審査請求）

県税の課税や徴収に関する処分について不服があるときには、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます（審査請求書は2通作成し、なるべく処分をした県税事務所を経由して提出してください）。